

介護保険 要支援・要介護認定申請をされる方へ

- ① 要支援・要介護認定申請をしてから、認定結果を通知するまでに**30日**かかります。ただし、下記②、③その他理由により30日を越えることもあります。
- ② 要介護認定には、認定調査と主治医の意見書が必要です。
医師の意見書は、町が医療機関から直接取り寄せますが、医師には必ず認定申請を行った旨をお伝えください。
- ③ 本人の体の状態の変化（入院・死亡）等の理由で**必要書類が揃わない場合、認定されない**場合もあります。
- ④ 上記の理由等で認定されなかった場合（非該当含む）には、既に利用したサービスがある場合、**全額自己負担**となります。
また、介護保険サービスを利用する前に要介護認定申請が必要です。**申請前の住宅改修や福祉用具購入等は、全額自己負担**となります。
- ⑤ 申請書に記載している**申請者がその申請に関する全ての責任を持っていただく**こととして、町はその方へ認定調査の日時調整やその他認定に関する全ての相談・連絡をします。なお、本人・その他家族へは、申請者からその旨を伝えていただきますようお願いいたします。

多度津町高齢者保険課 介護保険係

連絡先：33-4488